

5 生福第 7 8 9 号
令和 5 年 5 月 1 日

各高齢者施設等の長 様
(福島市、郡山市及びいわき市所在の施設等を除く)

福島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症発生に係る
報告方法の改正について (通知)

本県の高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。

高齢者施設等における事故及び感染症の発生報告については、令和 4 年 3 月 30 日付け 3 生福第 6 6 1 5 号により報告いただいているところですが、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症法に位置づけられることから、高齢者施設等における当該感染症に係る発生報告につきましても取扱いを下記のとおり改正しますのでお知らせします。

記

- 1 報告対象施設 (福島市、郡山市及びいわき市所在の施設等を除く)
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設、認知症グループホーム、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護施設、複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護医療院
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る報告方法
 - (1) 次の基準を満たした (又は満たすおそれがある) 場合、所管する各保健福祉事務所宛てに電話等で第一報を報告する。
 - ア 新型コロナウイルス感染症又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合
 - イ 新型コロナウイルス感染症患者又はそれが疑われる者が、ある時点において 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
 - (2) 感染が終息した場合、所管する各保健福祉事務所宛てに「感染症発生報告書 (様式第 4 号)」及び「感染者名簿」を作成し、提出する。

3 施行日

令和5年5月8日

4 提出先

所管の保健福祉事務所保健福祉課

5 留意事項

- (1) 上記2(1)の報告条件に満たない場合であっても、施設内における感染対策に不安等がある場合には、必要に応じて管轄する保健福祉事務所に御連絡ください。
- (2) 感染者が確認された施設においては、嘱託医や協力医療機関等と相談のうえ、感染対策の実施及び療養者の支援等をお願いいたします。
- (3) 保健福祉事務所による感染対策指導等が行われる場合、保健福祉事務所の指示に従い報告等を行ってください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内の施設・医療機関等に対して感染症拡大防止対策専門家（県立医科大学の医師・看護師、各地域の感染管理認定看護師）の派遣を行っています。派遣を受ける施設・医療機関等における自己負担はありません。専門家の派遣を希望する場合は、下記にお問い合わせください。
(問い合わせ先)
福島県新型コロナウイルス対策本部医療対策班医療機関支援チーム
電話 024-521-8635
- (5) 新型コロナウイルス感染症の発生報告以外の事故・感染症発生報告につきましては、従来の取扱いから変更ありません。引き続き、令和4年3月30日付け3生福第6615号通知に基づき報告願います。

(事務担当 高齢福祉課 電話 024-521-7164, 7533)